

農薬（マラチオン）を検出した冷凍食品への対応について

1. 事業者による当初の発表内容

2013年12月29日17:00に、(株)マルハニチロホールディングス及びその連結子会社である(株)アクリフーズから、以下の内容を発表。

- ・ アクリフーズの群馬工場が生産した冷凍食品について、11月13日以降、臭気があるとの苦情があり、検査の結果、商品の一部から農薬（マラチオン）を検出。
- ・ 原因は調査中であるが、同工場で生産している全商品を、賞味期限にかかわらず自主回収。

2. これまでの対応

- 12月29日 マルハニチロホールディングス及びアクリフーズが自主回収を発表。
- 12月29日夜 厚生労働省から群馬県に対して、原因究明など、必要な調査を行うよう指示。報道機関に対しても情報提供。
- 12月30日午前～午後 群馬県（保健所）が立入調査を実施。

（結果）工場内で使用されている薬剤リストにはマラチオンは確認されず、苦情品の汚染が均一でないことから、通常の製造工程上で汚染された可能性は低いものと考えられた。
また、検出されたマラチオンは高濃度の汚染であり、原材料に由来するものとは考えられなかった。
以上のことから、当該製造施設における製造工程上で汚染された可能性は低いと判断。
- 12月30日夕方～夜 厚生労働省において、以下の対応を実施。
 - ・ アクリフーズが作成した自主回収製品リストを全国の自治体に情報提供。
 - ・ 当初、事業者がマラチオンの毒性について過小評価していたため、急性参照用量（短時間で健康に影響を及ぼさないと考えられる限量）を毒性評価の指標として採用するよう事業者に指導。
全国の自治体に情報提供。
 - ・ 報道機関に対して情報提供するとともに、報道機関を通じて消費者に食べないよう注意喚起を実施。
(アクリフーズからは、12月31日の時点で、店頭からの撤去は終了したとの報告)
- 1月3日 アクリフーズから自主回収対象商品の写真と、製品名の一部訂正を公表。厚生労働省においても、全国の自治体及び報道機関に情報提供。
- 1月3日 アクリフーズが、事故調査委員会設置（12月30日付）を公表。4日からの工場従業員（約300名）に対する聞き取りを開始。

- 1月4日 群馬県警による工場の立入調査。
- 1月6日 厚生労働省から、全国の自治体に対して、公表した事例について厚生労働省に情報提供をするよう通知を発出。
- 1月7日 厚生労働省から、自治体が公表している事例について取りまとめて情報提供開始。
- 1月9日 厚生労働省から、INFOSAN（国際的な食品安全問題に関する情報共有ネットワーク、参加国180ヶ国以上）へ情報提供。
- 1月14日 消費者安全情報総括官会議が開催され、厚生労働省から対応状況について説明。
- 1月25日 群馬県警は、アクリフーズの契約社員を偽計業務妨害の疑いで逮捕。
- 2月16日 群馬県警は、アクリフーズの契約社員を器物損壊の疑いで再逮捕。
- 3月7日 前橋地検は、アクリフーズの契約社員を器物損壊の罪で起訴。
- 3月14日 消費者安全情報総括官会議が開催され、厚生労働省から対応状況等について報告。

3. 今般の事案に関連する健康被害が疑われる事例の状況

- ・ 事業者には12月29日の公表までに寄せられた情報は20件。13都府県で発生。9件からマラチオンを検出（10件は不検出。1件は検査中）。
- ・ 厚生労働省において、各自治体における公表事例を取りまとめ。

※ 各自治体の公表事例は、因果関係について調査中であり、自主回収の対象商品が原因と確認されたものではない。

	有症事例の 相談件数	有症者数	検査可能なもののうち 検査結果が判明した検体数	
				うちマラチオン検出
2月28日17時(最終)までの件数(累計)	2385	2879	998	0

4. 今後の対応

・アクリフーズによる「農薬混入事件に関する第三者検証委員会」がこれまで5回（2月7、28日、3月5、12、18日）開催されており、厚生労働省では、検証委員会の検証結果を踏まえて、消費者からの健康被害等の相談情報等に係る、食品等事業者から保健所への届出・相談のあり方について、必要な対応等の検証を行う。

《参考》農薬マラチオンについて

1. マラチオンは、有機リン系農薬の一種で、殺虫剤として国内外で汎用されている。食品中の残留基準は、食品ごとに0.01~8 ppmの範囲で設定されている。
2. 有機リン系農薬の中では、比較的毒性が弱く、摂取後、速やかに代謝・排泄される。発がん性や催奇形性は報告されていない。
3. 中毒症状としては、吐き気・嘔吐、下痢、腹痛、唾液分泌過多、発汗過多、軽い縮腫などがある。